

平成27年 教育委員会第2回定例会 会議録

日 時 平成27年2月10日（火）

午後3時00分～午後5時35分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども支援課】

- (1) 『議案第5号』千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

【指導課】

- (1) 『議案第6号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(2) 『議案第7号』平成27年度「特色ある教育活動」事業の実施  
(3) 『議案第8号』人事案件【秘密会】

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 平成26年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等  
(2) 教育広報「かけはし」の発行

【子ども支援課】

- (1) 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例等の施行期日を定める規則

【九段中等教育学校】

- (1) 平成27年度九段中等教育学校適性検査受検状況

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 平成27年度教育委員会事務局の組織について  
(2) 教育委員会行事予定表  
(3) 広報千代田（2月20日号）掲載事項

【指導課】

- (1) 平成26年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰 表彰者

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	中川 典子

教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（10名）

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	北村 雅克
子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

参事（子ども健康担当）	田中 敦子
-------------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長	<p>開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。</p> <p>ただいまから平成27年教育委員会第2回定例会を開会します。</p> <p>本日、田中参事は公務のため欠席いたします。また、高橋子ども・教育部長及び大矢次世代育成担当部長は、他の会議に出席のため遅参いたします。</p> <p>今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。</p>
古川委員	承知しました。
近藤委員長	<p>本日の議事日程はお配りしてあるとおりでありますが、第1、指導課分の議案（3）議案第8号、人事案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき、非公開としたいので、その可否を求めます。</p> <p>賛成の方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
近藤委員長	<p>全員賛成です。それでは、非公開とします。</p> <p>この件につきましては非公開としましたので、議事日程の最後に、関係者</p>

以外退席して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 議案

子ども支援課

- (1) 『議案第5号』千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

指導課

- (1) 『議案第6号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(2) 『議案第7号』平成27年度「特色ある教育活動」事業の実施

近藤委員長

日程第1、議案に入ります。

議案、秘密会を除いて3点ございます。

議案第5号、千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、子育て対策担当課長より説明願います。

子育て対策担当課長

それでは、議案第5号の資料に基づいてご説明をしたいと思います。

千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則としまして、先日もこちらの条例の改正をお願いしましたときに、来年、平成27年4月1日ということで、予定としてはお話しさせていただいております。1枚おめくりいただきますと、平成27年1月23日付の官報になります。こちらで、子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令が公布されました。政令第22号、子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令ということで、その施行期日、平成27年4月1日とするという形になりまして、先般お願いしておりました幼稚園の使用条例の一部を改正する条例につきましても、施行期日は平成27年4月1日ということでお願いしたいというものでございます。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

これはいかがでしょうか。何かご質問等ございますか。特によろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、特にないようです。

議案第5号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第5号を決定することとします。

続きまして、議案第6号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明を願います。

指導課長

それでは、議案第6号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関す

る条例施行規則の一部を改正する規則を、資料に基づきましてご説明申し上げます。

議案第6号と書かれている用紙の2枚目をご覧ください。

本規則の改正理由でございますけれども、平成27年4月から、本区におきまして土曜保育を実施することになります。これに伴いまして、土曜日勤務した幼稚園教育職員の半日勤務時間の割振りを適切に行うため、半日勤務時間の割振り単位及び割振り期間を拡大するものでございます。

改正内容といたしましては、まず1点目、半日勤務時間につきましては、現行の「4時間」に新たに「3時間45分」を加えるものでございます。

続きまして、2点目、週休日の振替等、いわゆる半日勤務時間の割振りを含む週休日の振替等の期間でございます。当該週休日の、これまでは「前4週後8週」となっていたものを、「前2月後4月」に拡大するものでございます。

新旧対照表につきましては、1枚目でございますので、こちらをご覧くださいいただければと思います。

なお、施行期日は平成27年4月1日からとなっております。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

これはいかがでしょうか。ご質問等ございますか。

質問を1つよろしいですか。3時間45分というのをもう一回ご説明いただけますか。何でそういう状況があるのか。

指導課長

教員の勤務時間は、現在、1日の勤務時間が7時間45分となっております。例えば、幼稚園の教員が土曜日勤務をした場合、半日と半日を合わせて1日の振りかえをすることとなるわけですが、現行の4時間になりますと、4時間と4時間で、7時間45分を超えてしまいます。そうすると、半日と半日を合わせた1日の振りかえができなくなってしまうのです。なので、4時間と3時間45分という半日の勤務時間を設定することによって、この4時間と3時間45分を合わせた7時間45分の1日の振りかえが可能となるため、このような措置をとっているものでございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問はよろしいですか。

(なし)

近藤委員長

特になければ、議案第6号について採決をしたいと思います。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第6号を決定することとします。

続きまして、議案第7号、平成27年度「特色ある教育活動」事業の実施について、指導課長より説明を願います。

指導課長

議案第7号、平成27年度「特色ある教育活動」事業の実施についてご説明申し上げます。

こちらの「特色ある教育活動」事業につきましては、これまでも教育委員会の議決を受けて、各学校で実施をしているものでございます。

例年は、年度前に継続事業、年度が明けてから新規事業を議決いただいていたわけですが、これまでの学校の教育課程の編成の際に、この特色ある教育活動をより早く位置づけるために、今年度はこの時期に議案として上程しているものでございます。

さらに、今年度は、各校・園で特色ある教育活動について、積極的に計画を立ててもらい、多くのご要望をいただいているという現状もでございます。そこで、学校・園が計画している事業をできるだけ実現できるよう、特色ある教育活動の事業計画を出してもらおうとともに、健康・食育・体力向上プラン、そして、アーティスト・イン・スクールの希望もあわせて提出してもらっているものでございます。

事務局で各事業の内容を吟味し、事業の内容によっては、各事業の趣旨に沿ったものとなるよう精査するとともに、特色ある教育活動だけではなく、先ほど申しあげました健康・食育・体力向上プラン、アーティスト・イン・スクールに振り分けたものでございます。

なお、特色ある教育活動、事業の中の「特色ある教育活動」については、先ほど多くご要望をいただいていると申し上げたのですが、予算上、1,973万円予算計上しているところ、2,281万円と大きく予算オーバーをしてきてしまったので、このような措置をとっているところでございます。

なお、事務局で各事業の内容を吟味する査定の視点といたしましては、4点でございます。1点目は、事業内容の確認、つまり事業として適切かどうかを判断したものでございます。2点目は、今年度の実施状況、実績がどうであったかということを見まして、来年度の計画が適正なものかどうか、回数だとか、あるいは参加人数等の聞き取りをして査定したものでございます。3点目は、特色ある教育活動の実施要項に合わせた金額査定を行いました。講師や協力者への支払単価がきちんと合っているかどうかということも査定させていただきました。最後の4点目ですけれども、高額な委託契約事業、いわゆる50万円以上の委託契約のお申し出が出たときに、それが実施できないことの確認をさせていただいたという、以上4点でございます。

それでは、議案第7号と書いてある資料をご覧ください。

まず、1番の事業申請数ですけれども、継続事業につきましては、特色ある教育活動が104事業、部活動等の推進につきましては28事業、スペシャリスト連携講座が2事業でございます。

続きまして、2番の新規事業の内訳でございますが、特色ある教育活動が12事業、部活動等の推進が1事業、スペシャリスト連携講座につきましては希望がございませんでした。

なお、本日資料として配付させていただいておりますA4横版の左側、ステープラー2点どめの資料、特色計画書、それと部活動計画書、スペシャリスト計画書というもの、3点あるかと思えます。

特色の計画書をご覧ください。1枚おめくりいただきまして、例えば、番町幼稚園の計画書をご覧ください。

全部で4事業ございますが、網かけのない部分が継続事業となっております。ほかの園・学校も同様に、網かけのないものが継続事業です。網かけのあるものが新規事業となっております。

それと、もう一つ、こちら番町幼稚園のところ、右から6個目の区分(特、ア、食)と記載がある欄がございます。特色は従来どおりの特色ですがけれども、先ほどご説明申し上げましたとおり、実はこの2つ目は健康・食育・体力向上プランを特色に持ってきたものでございます。同様に、アーティスト・イン・スクール、3つ目が特色に来たものでございます。逆に、特色で予算計上はしていたけれども、健康・食育・体力向上プランに移ったというものもございます。今回は、特色ある教育活動事業でございますので、そちらの記載はございませんけれども、資料の見方としては、そのように見ていただければと思います。

続きまして、また資料にお戻りいただきまして、新規事業の中で、特色ある教育活動のさらなる内訳でございますけれども、幼稚園、こども園で7事業、それと小学校2事業、中学校3事業の計12事業でございます。予算につきましては、ご覧のとおりです。部活動等の推進につきましては、中学校が1事業ということになっております。

配当予定額総額につきましては、こちら記載にあるとおり、2,992万6,680円となります。順に、特色ある教育活動、部活動等の推進、スペシャリスト連携講座につきましては、記載のとおり金額となります。

最後に、備考欄に記載しておりますように、本事業につきましては、平成27年度予算の議会の議決後に正式な予算配当となることとなりますので、あわせてご承知おきいただければと思います。

説明につきましては、以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

この件については、先日、協議時間を持っていただいて、協議をした経緯がございます。あのときから何か資料的に変わっている部分というのはございますか。

指導課長

特段変わっているものはございません。

近藤委員長

ありませんか。

あのときは、たしかいろいろ意見が出た中で、来年度に向けて多少見直しをしなければいけないのではないかという意見も幾つか出ていたと思いますけれども、それを踏まえた形でいかがですか。何か意見はございますか。

教育長

この議案7号の資料の中に、特色ある教育活動として、継続事業104事業、新規事業12事業、一括して事業数で記載されていますけれども、このA4横の資料にあるとおり、区分のところで、特色ある教育活動と、それから健康・食育・体力向上事業と、アーティスト・イン・スクール事業という3つの区分があることを十分に踏まえて、これは各学校と調整する段階でも、あ

るいは決める段階でも、実施する段階でも、この健康・食育・体力の重要性とか、あるいは実際のアーティストと触れ合う機会をなるべく設けることの重要性という趣旨を踏まえて、この事業に当たっていきたいと思っています。

それから、この事業の受け取り方が、学校によって狭い受け取り方をされてしまわないように、各学校に対して、ほかの学校ではどういう形で特色ある教育活動が行われているかということについても、きちんとお知らせして、各学校がそれぞれ特色ある教育活動を進めていく上での1つの参考にしていただきたいと思っています。

近藤委員長

先日の協議のときに、こういう点は多少これから考えていかなければいけないねということ、今それをぶり返してということではなくて、先ほども事前に委員といろいろ話をする中で、各学校から同じに上がってきているような要望事項に対しては、来年度以降、どういう言い方がいいのか、学校任せでなくて、教育委員会で対応して、全校対応の行事とするような形で見ていく必要があるのではないかと。さらには、教科領域の、教員サイドで言うと、指導の延長になるような活動の要望ですね。そういうものは、もう少し見直し細かく精査をしていく必要があるのではないかなというような話が出ていたものですから、そのあたりをしっかりと見ていただくということを条件にしながらというか、意見として申し上げながら、最後に意思決定をしようかと考えています。

どうぞ。

中川委員

今、委員長に全部おっしゃっていただいたのですが、学校によって考え方の違いとか、いろいろ出てきているなというのがありまして、それはそれで特色だからいいのかもしれないんですけども、教育委員会として、特色を出すには、もう少しこういうこともしたらということも含めて、それからこの学校は、これはもう少し考えたほうがいいんじゃないかということなどを、事前に少し調整みたいなのはしていただいたほうがいいんじゃないかと。そうしないと、随分といろいろ差が出てきて、金額的にも、というのを少し感じました。

近藤委員長

何かありますか。

古川委員

別件でちょっと確認ですけれども、先ほど査定において、4つの観点をご説明いただきましたが、最後に出てきた50万以上の委託事業はできないということ、各校にご承知いただいたとありましたが、その内容は、特色ある教育活動の実施要項の中に記載はないものだったのでしょうか。

指導課長

特色ある教育活動の実施要項に記載はないのですけれども、こちらは区の契約案件の取り決め事として決められているものでございますので、それを踏まえての判断という形になります。どんな内容かというのは、今回お示しはしていないのですけれども、その辺のところ、学校でもきちんと承知しているかどうかの確認をしたものです。

古川委員

ありがとうございます。

近藤委員長 ほかにはよろしいですか。

中川委員 単純なことですけれども、この間いただいた資料に比べて、今回配付されたのは、スペシャリストと部活と特色計画ですよね。ほかについてはなぜ配付されていないのですか。

指導課長 今回は議決案件ということで、特色ある教育活動事業だけが議案となります。そのほかの健康・食育・体力向上プラン、アーティスト・イン・スクールにつきましては、議決を要するものではないため、今回の議案の資料としてはおつけしていません。特色ある教育活動の事業だけ議決が必要となりますので、今回は資料を精査させていただきました。

近藤委員長 よろしいですか。

指導課長 補足いたしますけれども、先ほど、私、番町幼稚園のほうでご説明申し上げましたが、区分のところに、健康・食育・体力だとかアーティストが記載されています。

健康・食育・体力向上プランとして、学校としては考えていたんですけれども、事業の組みかえ、精査をしていく中で、特色のほう事業趣旨に合うとか、あるいは予算上入れ替えることによって、予算の枠の中に入るという精査をした結果、健康・食育・体力向上プランから特色ある教育活動に移ってきた事業ですよという意味合いの表記です。

近藤委員長 要は、結果的には、この資料は全て特色ということですね。

指導課長 そういうことです。

中川委員 そうすると、予算的に、健康・食育・体力の予算は、この中には入っていないということですよ。

指導課長 そのとおりでございます。健康・食育・体力向上プラン、アーティスト・イン・スクールにつきましては、これ以外に予算があり、その予算の枠の中でおさまっているというものです。

中川委員 そうですか。とにかく議案としてはこちらの分だけでということですね。

指導課長 そのとおりで、特色については教育委員会の議決案件で、健康・食育・体力向上プラン、アーティスト・イン・スクールにつきましては、議決案件ではございませんので、事務局で精査して決定していくものです。これは従来どおりです。

近藤委員長 よろしいですか。

教育長 教育長、何かございますか。

教育長 今、委員長から指導の延長と考えられる活動については、今後考えていく必要があるのではないかというご意見を伺いました。今日は、最終的な提案があった段階での評価決定ですけれども、今後進めていくに当たって、例えば来年度は、こういう形で特色ある教育活動をやってきたいという事前の案内を各学校に投げる前に、教育委員会に提案させていただいて、やり方についてのご意見をいただいた上で、学校に投げるような形のやり方がいいかもしれないと思っています。次年度はそういう方向でやり方を考えていきたいと思っています。



近藤委員長 今いずれにしろ、何年かは経過しているところですけど、特色を作っていく過程の段階ですから、学校もなかなか毎年同じものではなくて、何とか特色づくりをしようということで、先生方いろいろご苦労されて、少し言葉は悪いですが、あれもこれもという、多様なものが申請として出てきている状況だと思うんです。これが、年数を経過していくごとに、だんだんまとまってきてというんでしょうかね、各学校の特色になってくる、各学校違うものになってくるということに繋がっていくのかなという理解をしました。

それでは、議案第7号について採決をしたいと思います。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第7号を決定することとします。

## ◎日程第2 協議

### 子ども総務課

#### (1) 平成26年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)

近藤委員長 続きます、日程第2、協議に入ります。

平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長 それでは、子ども総務課からの協議事項、平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてでございます。

本日お手元の資料、報告書の案を冊子でお配りしております。こちらをご覧ください。

表紙のところ、こちらに目次がございますが、全体の構成につきましては、前年度のものと同じでございます。

初めに、概要ということで、こちらの点検・評価の概要、それから、今回の対象事業の選択について、それからもう一つ、今回、地教行法の改正がございますので、来年度以降、その改正にのっとり、少し方策を変えていこうということを書いております。

それから、次に、対象事業につきましては、既に皆さん、これまでこの委員会の中で議論していただいて、決定したところでございます。

点検・評価シートにつきましては、内容をご確認いただきたいと思えます。

4番目の有識者の意見につきましては、12月24日のこちらの委員会に、参考資料としてお出しさせていただきました。

本日特にご説明いたしますのは、5番の各事業についての課題及び今後の取り組みの方向性というところです。

32ページ以下をご覧くださいと思います。

5番の各事業についての課題及び今後の取組の方向性、こちらの部分が、

今回の点検・評価におきまして、教育委員会としてどのような点を課題として認識し、また、どういった方向に解決していくかという、その方向性を書いたものでございます。こちらについて、事務局のほうで案としてこのような形でまとめさせていただきました。

各項目についてご説明いたします。

初めに、(1) 保育所等整備です。こちらにつきましては、事業の中では認証保育所と認可施設に分かれておりましたが、両方まとめさせていただきました。

この中で、特に有識者の委員の方々からのご意見についてどういった対応をしていくかということを中心の説明していきたいと思っております。最初に3つ目の丸のところ、保育の「量の確保」だけではなく、子どもの発達を保障しうる環境整備にも力を入れていく必要があるということで、これはもちろん我々もいたしましても、保育の量だけではなく、質の高い保育の提供ということで、従来から心がけているところでございます。これにつきましては、こちらに記載しているとおりでございまして、私立保育所等の設置に当たりましては、子どもの成長に合わせた活動カリキュラム、それから、園内においても十分に体を動かすことのできる遊戯室の設置などについて、事業者から提案時に確認を行うとともに、開設後も指導・監督を行うなど保育の環境確保の維持には努めているところでございます。

それから、今も出ましたが、保育環境の点でもう一つ、その次の次の黒丸、園庭のない私立保育施設についての対応でございます。こちらについても、有識者の方からご指摘がございました。園庭のない私立保育施設における遊び場の確保の問題ですが、区でも今後の重要課題として現在さまざまな方策を考えているところでございます。区立園の園庭や区立施設の相互利用、それから区立公園も含めた区で保有する地域の資源、こういったものを区で調整を図りながら、私立の保育施設が有効活用できるようにすることで、公立・私立の保育環境の差がなくなるようにいたしまして、特に園庭のない私立保育施設についても、子どもの外遊びの場を確保する方向で努めているところでございます。

それから、次の黒丸、待機児童の解決に向けて各自治体が保育施策の充実に努める中で、今後は、保育士の確保が課題となることが想定されるというところでございます。こちらのほうもまた、全国的に言われている課題の1つでございまして、今度、子ども・子育ての新制度が始まりますと、それぞれの自治体で保育の量の確保ということで、さまざまな保育施設の誘致、あるいは設置等をしていくと思っておりますが、その際、一番の課題となるのが保育士の人材不足というところだと思います。この点についても、区といたしましては、保育所の整備に当たっては、円滑な園運営ができる人数の保育士を確保するよう、指導・監督を行い、また、保育士確保のために、その処遇改善の補助金、こういったものを考えているところでございます。

それから、一番下の黒丸、勤務形態により一般的な保育時間では対応でき

ない乳幼児の長時間保育に対する社会的ニーズへの対応ということでございます。こちらにつきましては、長時間保育だけではなく、夜間、休日に利用可能な居宅訪問型保育事業、こういったものを検討していきたいということで、方向性として考えているところでございます。

次に、(2) 親と子の絆プロジェクトでございます。

こちらにつきましては、有識者の方からのご指摘といたしましては、土日の開催等、働く保護者が参加しやすいような工夫をしてほしいというところがございます。これについては、33ページが一番上にありますように、ご指摘どおり、今後も働く父親・母親が参加しやすい開講形態など、より多くの保護者が参加できるように、講座の設定を行うように努めていきたいと考えているところでございます。

それから、(3) 私立学童クラブ運営補助でございます。

こちら一番上の黒丸のところ、いわゆる「小1の壁」、保育園から小学校に上がった際に、預けられるところがないことによって、親が就業の継続を断念しなければならない、そういったことがないように、学童クラブにつきましても、民間事業者による学童クラブの開設の検討、それから施設改修に伴う学校内学童クラブの拡充等によりまして、引き続き学童クラブにつきましても待機児童ゼロの維持を目指していくという方向性でございます。

それから、1つ飛ばしまして、次の黒丸、子ども・子育て支援新制度の開始に伴いまして、学童クラブにつきましては、今後は研修を受けた指導員の確保が必要という指摘がございます。これにつきましては、現在のところは民間事業所の独自に実施いたします研修のほか、東京都の児童館連絡協議会が主催します研修・講座を活用しておりますが、区独自の研修につきましても、東京都の関係機関等の指導のもと、なるべく早い時期に実施していくように検討していくところでございます。

それから、次の黒丸になります。学童クラブにつきましても、保育と同様、保育の「量の確保」だけではなく、子どもの発達を保証しうる環境整備にも力を入れていく必要があるとのご指摘がありました。こちらにつきましては、学童クラブについては、来年度から、設備運営に関する基準条例が定められますので、この条例に従いまして、子どもが安全かつ健やかに過ごせるような場所の提供が適切にできるよう図っていきたいと考えてございます。

また、学童クラブにおきましても、発達障害を持つ児童の受け入れについて、子ども発達センターや諸機関との情報交換、それから環境整備をさらに進めていき、これから質の確保の向上に努めていきたいと考えております。

次に、子ども発達センターでございます。

こちらにつきましては、1ページおめくりいただきまして、34ページ、上から2つ目、保育園や児童館、保育所等で子どもや保護者に関わる職員一人ひとりが発達支援についての理解を深め、保護者にとって「敷居の低い」アクセスポイントになるとともに、区の教育相談やスクールカウンセラーなど

の相談資源と連携しながら、相談体制のさらなる整備に努めるという方向性を記載しました。

これにつきましては、有識者の方のご指摘といたしまして、保育士については、発達に気がかりのあるお子さんについて、専門的に教えていくような体制がとれていないので、これについて、研修の実施等、何か対応を考えていただけないかということでした。具体的に研修等については、今のところ考えていないところがございますが、それぞれ、保育も含めまして、子どもや保護者に関わる職員一人ひとりが発達支援についての理解を深めていくということを、今後、教育委員会としても進めていきたいと考えているところでございます。

また、「敷居の低い」アクセスポイントということのご指摘がございましたが、これについては、職員一人ひとりがそういった理解を深めることによりまして、どこでも相談ができるような、結果的にそういった職員の理解の向上が、敷居の低いアクセスポイントの設置ということになるのではないかとということで、このような記載とさせていただいたところです。

それから、その下の黒丸ですが、こちらにつきましては、ちょっと申しわけございませんでしたが、事前にお送りいたしました資料から抜けておりましたので、本日の資料で新たに付けさせていただいたものでございます。

就学後につきましても円滑に支援が継続されるよう、就学委員会に関係者が出席いたしまして情報の共有等を図っておりますが、6歳児以下、就学前の児童につきましても情報共有をしていくため、子どもの発達に係る関係者が年に1～2回集まる協議会等の仕組みについて、今後検討していく必要があると考えているところでございます。こちらについては、有識者の方のご指摘で、関係者の情報共有の場を設置すべきだというようなご意見がございましたので、それに対する区としての考え方ということで、このような記載をとさせていただきました。

次に、5番の学校給食（アレルギー対策）でございます。

こちらについては、有識者の方々からは特にご指摘はございませんでしたが、アレルギーの問題につきましては、2番目にありますように、原因食品が非常に多種多様、それぞれの児童について対応が異なりますし、また、近年アレルギー対応をしなくてはならない児童の数が非常に増えているという現状がございます。こういった中で、アレルギー食対応については、引き続き原因物質の混入を防ぐ、それから、確実にアレルギー食の配膳ができるようにするという対応していきませんが、場合によっては、やむを得ず弁当持参をお願いすることもあり得ますので、そういったことにつきましては、保護者に理解をできるだけ得られるように努めていくというところでございます。

また、緊急時対応については、校内研修等で体制整備を行っていくということでございます。

次に、(6)のいじめ防止プロジェクトでございます。

こちらにつきましては、平成26年4月に千代田区いじめ防止基本方針を策定いたしましたので、今後はこちらの方針に従いまして、いじめ対策を実施していくとごうございます。

右の35ページに移っていただきまして、一番上の黒丸、こちら、有識者の方のご指摘ですが、相談件数から推測した場合、いじめ防止についての取り組みが十分活用されていないのではないかとごうございます。特にスクールライフサポーターの活用、こういふことのご指摘がございましたので、今後スクールライフサポーターの活用など、児童・生徒が相談しやすい仕組みや方法をさらに考えていくことが必要であるといううこと、こちら児童・生徒が相談しやすいような仕組みをさらに検討していきたいといううふうに考えてごうございます。

それから、次の黒丸、いじめ問題につきましては、このいじめの対応、あるいは防止につきましては、いじめが起きる原因に遡って、いじめ防止に向けて取り組みを進めていく、そういったアプローチが必要ではないかとごうございました。こちらもごもつともな意見でごうございますが、なかなかいじめの起きる原因については、単純に考えられるものではごうございせん。しかし、そういったものについてもさまざま検討していきながら、いじめ対策について進めていきたいといううふうに考えてごうございます。

それから、最後の黒丸になります。

こちらについては、有識者の方からのご指摘で第三者委員会のメンバー、こちらを迅速に選ぶような、そういった体制を整えてほしいといううこと、実際いじめ問題が発生した場合には、当該学校の健全サポートチームの専門家に加えまして、発生した事案に応じたメンバーを追加して招集することになります、実際に事案が発生した時点で迅速に招集ができますように、今後候補者について検討していくと記載してあります。

次に、(7) 学校生活サポート、こちらにつきましては、学習生活支援員の適正配置と人数の確保及び質の向上といううこと、これについては、今後とも子どもの状況に応じた適切な配置が行われるよう、また、平成28年度からの特別支援に係る体制が大きく変わってきますので、それを踏まえまして、研修体制、それから研修内容の充実を図っていくというう方向性でごうございます。

それから、(8) 心の教育コーディネーターといううところでごうございます。

こちらにつきましては、保護者、教職員とも評価が高いものですから、教職員の指導力の向上には寄与しているものと考えてごうございますので、今後より多くの教員が講師からの指導を受けられるよう、日程の調整等、早目に決定しまして、より多くの教員がこちらの指導を受けられるように対応していきたいと考えてあります。

それから、(9) 親子で学ぶ「情報モラル」のところでごうございます。

こちらについては、保護者の満足度は高いのですが、教職員の満足度が目標値に届かなかったというう状況がごうございます。こちらについては、今後指導

内容、講師、啓発資料等について、情報教育主任会等を通じまして情報交換を行い、児童・生徒の実態に適した、より適切な内容にしていきまして、教職員の方々にも十分役に立つ、そういった講座を実施していきたいと考えております。

次の36ページ、(10) 校内通級指導の推進ということで、最後の項目になりますが、こちらにつきましても、先ほど学校生活サポートでも申し上げましたが、平成28年度から特別支援に係る体制が大きく変化していきます。そういうことも踏まえまして、今後校内通級指導についても十分な体制がとれる形で進めていきたいと考えております。

問題点及びそれに対する対応につきましては、ここに記載させていただいたとおりでございます。

長くなりましたが、点検・評価報告書の中で、特に最終的な教育委員会としての取り組み、課題の認識、それから取り組みの方向性についての記述の説明は以上でございます。

こちらにつきまして、本日、委員の皆様のご意見をお伺いしまして、改めてさらに内容を詰めまして、次回議案として提出したいと考えております。

長くなりましたが、ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

早速ですが、いかがでしょうか。ご質問、また、ご意見はございますか。どうぞ。

中川委員

見させていただいて、課題と、それからその取り組みについて、これが全部できたら素晴らしいなと思いました。みんなで協力して、これが守られるようにしていきたいなと思います。

近藤委員長

どうぞ。

古川委員

まず、保育所等の整備ですけれども、どんどん整備されていかなければいけない状況ですが、ここには「量の確保」だけではなく、一定水準以上のサービスを提供して、そしてそのチェックを行っていくということまで記載されていて、安心をいたしました。

そのチェックの具体的な内容として、保育施設の連絡会や定期巡回指導による保育環境のチェックとありましたが、今後、機会があれば、そちらの参観もさせていただきたいなと思っております。

あと、次に、(4) の子ども発達センターについてなんですけれども、就学前の児童が、発達センターの利用も増えていて、ご好評も得られていると思います。就学前の児童が、就学後、1年生までちゃんと情報が引き継がれていて、そこの流れがとてもよくなってきていると思っております。それですが、教育委員会のところからは外れていくんだと思いますが、「児童が就労を迎えるまでの様々なライフステージにおいて、大きく捉えて、支援の内容と配慮事項等が有効に活用される「支援の流れ」の構築についてさらに検討する必要がある」とあります。中学卒業、後就学までどうなっているのかと、以前から気になっていたところなんですけれども、千代田区と

しては、中学卒業後、就労までの支援の流れの構築はされているのでしょうか。ここには、さらに検討する必要があると載っていますが、まだ完全に構築されていないという状況なのか、今あるシステムをさらに深めていくという状況なのか。

児童・家庭支援センター所長

学校に就学された後は、学校で、将来の就労に向けて、個別指導計画というのを作っています。小学校から中学校、さらにお子さんの状況によっては、特別支援学校の高等部に行ったり、それから、一般的な高等学校に進んだりということで、その先に、今度は就労支援という、福祉へ引き継いでいくような流れになりますけども、現段階では、そういった一定程度の仕組みを持ちながら進めているというところです。今後の方向性としては、なるべく早い段階でお子さんの状況を保護者の方がつかんでいただくこと。一番厳しい状態になるのは、ずっと学年が進行してきて、中学卒業の時点で、保護者が望んでいる高等学校への進学が難しいということがあるので、その前にそのお子さんにとって最もふさわしいスキルを身につける方向性を、小学校、中学校、あるいはその就学の段階で見通していけるような流れをどう作っていくのかというところが、先々大きな課題になってくると思います。

以上です。

古川委員

ありがとうございます。ニュアンスがわかりました。

あと、続きますが、保育園や児童館等の職員の方が、保護者にとって「敷居の低い」アクセスポイントになるということは、今、恩田所長からもあったお話に繋がっていくことだと思うんですが、それは本当に大切なことだと思っております。ですが、それぞれの職員の方の研修等がまだ具体的ではないという話でしたっけ。それが残念だなと思いました。違いましたっけ。ここではなかったでしたっけ。

中川委員

アクセスポイントは、とにかくみんなが行きやすいようにすればいいということ。

古川委員

そうですね。ということは、職員一人一人が知識を持っていないといけませんよね。

中川委員

とにかくそういう環境を作ることが大事で、もちろん一人一人、職員のスキルは高くなければいけないし、それは書いてあるから、別の話としていいんじゃないかなと思います。

古川委員

私も、「敷居の低い」アクセスポイントであってほしいと願っています。そういった雰囲気を作られるには、やはり職員の方にいろんな知識を持っていただきたいなと思っております。

あと、いじめ防止プロジェクトの中の最後に載っていましたが健全育成サポートチームの、何か事案が発生したときの追加メンバーについて、今後候補者について検討していくとありますが、これは、たしか健全育成サポートチームに養護の先生が入っていないくて、どうしてなのか質問した覚えがあるんですが、入っていらっやらないと思うんですけれども、特に中学生になると、養護の先生の存在は大きいのではないかなと、保護者として実感があり

まして、こういったサポートチームの中に養護の先生も入っていただけると、いろんな情報をお持ちでないかなと思いますし、入っていただくとありがたいなと思います。

児童や生徒が相談しやすい仕組みや方法をさらに考える必要があるということも記載されていますけれども、スクールライフサポーターの方も活用されていけばいいんですけれども、スクールライフサポーターの方は、学校によって、個々の人物によって、動き方が違うように、学校を回っていて、感じていまして、それを思うと、例えば養護の先生はいつも保健室にいらっしゃいますから、いつもそこにいらっしゃる方というのは、子どもがまず認識して、安心して、だんだん慣れていって、心を開いていくきっかけになると思うので、スクールライフサポーターの方の助けもいただきたいと思いますので、活用の仕方というか、スクールライフサポーターの方が子どもたちに近く感じられるような配置であってほしい、活動であってほしい、と思っています。

指導課長

ご指摘のとおり、その人によって動きが違うというのは、私ども、大きな課題かなと思っています。これにつきましては、学校ごと、OJTじゃないですけれども、そのときそのときの動きについて、学校から指導していただくように私どもから申し伝えようと思っています。また、スクールライフサポーター、個々に面談をしたりだとか、あるいは研修会をしたりとかしておりますので、そういう集合研修の場でも、指導主事から、そういう動きについては研修を深めてまいりたいと思っています。

それと、古川委員ご指摘のとおり、養護教諭は、職としては、子どもの心の安定をつかさどる大事な先生という役割どころだと思っています。保健室が単にけがや病気を診る、一時的なケアをするところではなくて、子どもたちが安心して何げない話をしたりということが出来る心の安定の場でもあるべきだと私は思っています。現に、この間、中学校の校長先生から聞いた話ですけれども、子どもたちの情報が本当に保健室に集まってくると。それで、早期にいじめの発見だとか悩み事の解消だとか、そういったことが養護教諭を中心に図られていて、非常に機能的だという学校もございます。

それを踏まえて、いじめが起きたときに、まずは学校の中で、その対策会議だとか対策チームを職員の中で立ち上げます。そのときの情報収集の要となるのが養護教諭ではないかと思っています。その次の段階として、学校の調査が十分ではないという場合、あるいは第三者的な調査が必要だという場合には、この健全育成サポートチームを招集することとなっております。案件によっては、養護教諭が健全育成サポートチームに招聘されて、意見を求められるということはあると思います。メンバーになっていなくても。それは学校長の判断でできますので、チームの一員として属してはいないですけれども、話を伺うことはできるということで、柔軟にその事案の1つ1つに対応できていけると思っております。

当然、養護教諭が最初から入っていればいいのかもかもしれませんけれども、



フレキシブルに動ける立場ということで、養護教諭は位置づけられていると  
思っております。

古川委員

わかりました。ありがとうございます。

もう一点だけよろしいでしょうか。すみません。

最後の(10)の校内通級指導の推進についてなんですけれども、通級の体制が今後変わっていく中で、「教科の担任が、在籍学級の授業に支障がないよう、通級指導時の授業内容等の補習をするなどの配慮が必要である」とあります。ということは、これから教科の担任の先生が、支障のない範囲で、補習に当たられていくことになるのかなと思うんですけれども、日々とても先生方は忙しいので、支障のない範囲でやっていただくんでしょうけれども、ある程度課せられる部分もあると思うので、先生方の仕事の中にこの部分が入ってきたということを、仕事量として教育委員会で把握しておいていただきたいなと思いました。

指導課長

確かに教員の多忙化というような観点からすれば、また新たな業務と捉えられがちなんですけれども、やはり学級担任も、教科担任も、教えている子どもたち一人一人にきちんと成長を促す役割は、これは職としてあると思います。教科担任でも、実際に授業を持たない空き時間というものがございます。そういった空き時間の中で、教材研究だとかをしているんですけれども、例えば通級指導で、特別支援教室というようなところで、個別な指導を受けているときに、その空き時間の教員が一緒になってその子を見ていくということは、これからは必要性があるのだろうと思っております。現に、そういった取り組みをしていこうという学校も、中学校の中ではございます。それが、一人一人個に応じた指導を教員がしていくという観点からでは、今後必要なことだと思います。ただ、やはり懸念されている多忙化に繋がってしまっただけでは本末転倒になりますので、それこそ支障がないようにしていくべきだと思っております。

古川委員

ありがとうございます。

近藤委員長

最後に、私のほうからといたしまして、全体として、有識者の方からいただいた意見にしっかりと正対して、このように対応していきますという形で書かれた文章がずっと続いているので、大変すばらしいなと理解をしていますし、ぜひこのとおり動けたらいいなと思っております。

あとは、特に言うことはないんですが、ほかの委員からも話があったいじめ防止云々ということですね、そこをどうこうということじゃなくて、いじめということについて、私的な意見を少し言わせていただきたいと思うんですけれども、いじめ防止とか何とかという、防止、防止、防止というような言い方が非常に多いんですけれども、少年期・青年期の子どもたちの発達・成長する過程で、他の子どもたちに危害を与えるということじゃなくて、疎外をするというんでしょうかね、ある程度は、私は発達段階としてやむを得ないことだという理解をしているんですね。

例えば、子どもたちの仲間意識、自分と仲のいい子どもを作るといふか、

同じ考え方、同じ感性なりという子どもたちと非常に仲よくなって、その枠から外れる子どもというか、自分はなかなかうまく対応できないし、感性も違うしというような状況の子どもたちとは、どうしても接点が少なくなるというんでしょうか、それを仲間から外されたとかいじめられたという感覚を持ってしまうというのがたくさんあると思います。さらには成長する過程で、体制批判やルールに対して反発するというか、親に対して反発するというのか、例えば、親に対する反抗なんかも、俗に言う反抗期ですが、これがないければ健全な成長ではないとも言われているぐらいですから、そういうことで、自分と多少考え方が違う者に対して、攻撃的にいじめるということは別として、意思の疎通を、他の子どもと比較の上では欠くようになるというようなことは、ある意味でやむを得ない。

ただ、学校という場で、教員がそのことに一時も早く気がついて、気がついたらすぐ対応できる状況づくりがないと、やっぱり学校として機能をなさないんじゃないかなと考えますので、いじめを防止、防止、防止というよりも、特にこのいじめ防止の項目の最後から2つ目の丸ポチの最後のほうの、いじめが起きる原因に遡ってのいじめ防止に向けた取組み云々という文言がありますけれども、要するに、防止させるということよりも、阻害だとか不和だとか、何かあったときに、早く気づいて早く対応するという、そのことが一番重要なことだと思うんですね。そのあたりを踏まえた文言になってくれるとうれしいなと思っているところです。

このまとめた文章に対してどうのこうのとかということでは特にありません。

どうぞ。

中川委員

少し言葉足らずだったかもしれないなと今思っているのですが、今、近藤委員長がおっしゃったように、ここに書かれていることのもう少し先というか、上というか、これをやっていくためには、いろいろな部署で十分に配慮しなければいけないところがあるなどは思います。

だから、適切な配置といっても、そこに行くまでの背景はどうなのだろうということは、それぞれの立場できちんと把握しなければいけないと思いますが、そのことが、言葉足らずだったなと思っております。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

どうぞ。

教育長

私も全体の評価の中で、いじめの部分について、特に幾つか有識者の意見等を踏まえて、今後対応していくべきだと思っているところがあります。1つは、湯川委員の(3)のところに書いてありますけれども、さまざまな取り組みがなされているけれども、相談電話や相談レター等による相談件数の少なさからみて、それらが十分活用されているとは言い難いように思われるという指摘です。かなりのことを千代田区はやっていますし、やっているということを広報紙とかでもPRしていますけれども、結果的に本当にそれが機

能しているのかというのは、常に心にとめておいて、より子どもたちが相談しやすいやり方を工夫していったり、きめ細かく対応していくことが必要だと思っています。

それから、明石先生から、重大事件が発生した場合の緊急対応について、あらかじめ組織の準備をしておくべきだという指摘をいただいて、このことについても、大変大切だと思っています。いじめについては、千代田区としての防止基本方針をつくっていて、各学校でも健全育成サポートチームを設置して動いているところですが、万が一重大事案が発生したような場合に、まさにその対応が教育委員会改革でも問われたところですので、そのところの対応が遅れないように、明石先生の提言等を踏まえて、こちらとしても、区長部局とも調整しながら、遺漏がないようにきちんと対応していきたいと思います。

近藤委員長  
指導課長

どうぞ。

委員長、よろしいでしょうか。

今の議論を受けて、千代田区としては、いじめ防止プロジェクトとして、さまざま取り組みをしてきていて、アピールもしてきたところです。委員長おっしゃられるように、やはり私も教員だと思います。教員がしっかりいじめを見抜く目だとか、あるいは子どもの悩んでいる悩みの種だとか、あるいはもっと子どもたちの心のひだだとか、そういうことを見抜けるような教員がいなければ、いじめの起きる原因というのは見つけられないんだと思います。確かにいろいろな事業を展開しているのは、これは1つのツールであり、さまざまなネットを広げているだけであって、根本的にはやはり教員一人一人がそういう気持ちを持っていなければ、あるいはそういう資質を持っていなければ、このいじめの根絶というのは無理だと、私も同感です。

このいじめ防止プロジェクトの欄には、特段の記載はないですけれども、教員を育てるということが根底になればならないと改めて考えたところですので、それについては、教育委員会指導課できちんと学校の教員支援をしてまいりたいと思っています。

近藤委員長

よろしく願いいたします。

先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

それでは、この件については、改めて議案として提出して決定することといたします。

特にないようですので、先に進みます。

### ◎日程第3 報告

#### 子ども総務課

(1) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等

(2) 教育広報「かけはし」の発行

#### 子ども支援課

(1) 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例等の施行期日を定める規則

九段中等教育学校

(1) 平成27年度九段中等教育学校適性検査受検状況

近藤委員長

日程第3、報告に入ります。

子ども総務課長

初めに、子ども総務課長より報告を願います。

それでは、子ども総務課からの報告事項、2件ございます。

1件目、区立保育園卒園式・各小学校卒業式及び入学式等についてでございます。

本日、資料を1枚おつけしてございます。こちらに本年度の卒業式、それから来年度の入学式、入園式の日程が出ております。こちらの日程で実施したいと思いますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

各委員の皆様には、それぞれ卒業式、入学式等へ分担してご出席していただきますが、その出席につきましては、別途割り振りをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

こちらについてのご説明は以上です。

それから、2点目、教育広報「かけはし」の発行についてでございます。

前回、教育広報105号の構成について、こちらの委員会でご報告させていただきましたが、その際、特に今回掲載を予定しております学力調査の結果の取り扱いについて、いろいろ議論がございましたので、どういった形で掲載するかということで、本日原稿の案をつけさせていただきました。2ページ、3ページ、表裏になっていますが、実際は見開きで2ページと3ページになります。

実際はカラー刷りになりますので、形式的には少し形成した形で掲載いたしますが、こういった内容を掲載する予定でございます。

こちらについてもご意見をいただければと思います。

ご報告の内容については以上です。

指導課長のほうから補足いたします。

指導課長

内容の作りについてご説明申し上げます。

まず、一番最初に、概要と目的ということで、全国と東京都の学力調査対象が何年生で、どんな教科をやって、どういう目的でやっているのかということに記載して、ご理解をしていただくという欄でございます。

それを受けて、本区の結果と傾向ということで、全国の場合は、国語、A問題・B問題、算数、A問題・B問題、それぞれ全国、東京都、千代田区の平均正答率を数値のみで示しております。

隣の丸のところでは、傾向ということで、事実のみ、正答率が上回っているだとか、低い傾向にあるだとか、そういうことを記載しております。

なお、平均正答率というのはわかりにくいと思いますので、※で、右下に、平均正答率とはという注釈を入れてございます。

裏面には、同様に、都の学力調査の国語から、中学校で言えば英語までの2つの観点、全国はA問題・B問題ですけれども、東京都の場合は、学習指導要領の目標内容に準じたもの、読み解く力に関する内容のもの、東京都と千代田区の平均正答率の数値のみを記載しております。

先ほどの全国と同様に、丸のところ、4行ほどございますけれども、7から12ポイント上回っていますということだとか、やや低い傾向にありますという分析を載せております。

同様に、※で、読み解く力というのがわかりづらいものですから、注釈を入れております。

そして、最後に、この結果から読み取れるまとめということで記載をしております。

平均正答率は高水準を維持していると言える。これは、区費講師だとか少人数加配、理科支援員、ALTなどを有効的に活用した結果ではないだろうか。また、家庭学習を含めた日常的な指導を充実させた結果ではないかというところで、千代田区としては、現行の教育施策をさらに推進してまいります。区の教育施策の効果が出ているのではないかということ进行分析しています。

一方、課題と見られる活用探求型の能力ということについては、教員研修だとか校内の研修体制だとかを充実させて、授業改善により一層努めてまいりますというものでございます。

さらに、これらに加えて、区が独自に行っている達成度調査もあります。そんな結果も加味しながら、各学校は授業改善プランを作成しています。ぜひご覧になってくださいということで、学校においては、授業改善プランをもとに、一人一人の子どもの良さを見出して伸ばしていますということを記載しているものでございます。

分析的な表現は、ここでは特に示さず、前回のご意見を踏まえた形で整えてみましたので、ご意見を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

前回の教育委員会のときに、この案件を事務局からご報告させていただいたときに、文部科学省の方針は、学校ごとの成績についても、それぞれの教育委員会の判断で公表することができるという形に今回から変わりましたけれども、千代田区は、学校数も少ないこともあって、それが即、学校間の序列化に繋がってしまう懸念もあることなどから、当初の段階から学校ごとの成績は公表しないという方針のもとにやってきて、その方針は変わりません。一方で、説明責任を果たす意味から、区全体としての結果の公表は、する必要があるのではないかと考えているということでご提案をいたしました。公表することが、さらに学校ごとの公表に繋がる1つの足がかりになってしまうのではないかとご懸念もいただいたところですが、今回、具体的な、かけはしの原稿案等も示させていただいて、教育委員の皆さんからのご意見を伺った上で、掲載の可否、あるいは内容についても考えさせていた

近藤委員長  
教 育 長

だきたいと思っています。

近藤委員長  
指導課長  
子ども総務課長  
近藤委員長

これ、前もっていただきましたっけ。

今日が初めてです。

申しわけございません。

そうですよね。少し時間が欲しいなというのが正直なところでは。

いかがですか。何か意見ありましたら、おっしゃっていただきながら。

中川委員

私はこの間いろいろ申し上げさせていただいたことも含めて、ここに書いてあるとおりでいいと思います。各学校においては、区が独自に行っている達成度調査の結果も加味しながらということが書いてありますよね。自分の学校のことを知ろうと思ったら、これを見ればいいわけですよね。だから、私はこれでもう十分なんじゃないかなと思うんですが。

教育長

近藤委員長から、ご質問いただきましたけれども、編集作業上、載せる載せないも含めて掲載内容の決定期限はいつですか。

子ども総務課長

最終的には、25日が最終構成になりますので、それまでにということになります。

近藤委員長

こういう内容、こういう表現であれば、全部知らせる価値が、かえってあるんじゃないですかね。何ら問題はないんじゃないかと思います。

中川委員

説明責任というのは、教育長はどう捉えていらっしゃるのかなと。

教育長

この調査をやるそもそもの目的があると思います。この調査というのは区民に結果を公表することを目的としたものではなくて、学校の取り組みとか、あるいは一人一人の勉強の成果をきちんと評価するためにあると思っています。私は全国的に比較してみるとということは、自分の勉強なり、あるいは学校なり、区の取り組みがひとりよがりになっていないかを検証する上で意味があると思っています。ですから、結果については、個人に返したり、学校なりに返したりすれば、基本的にはいいもので、この結果を区民の方なり保護者の方なりに知らせるといった説明責任が、一義的にあるものではないと思っています。

ただ、一方で、住民の中からは、一定、可能な限りでこういった学力調査の結果についても公表すべきだという意見があるということは、承知していて、それに応える自治体が、いろんな形ですけれども出ている中で、千代田区教育委員会としても、本来の趣旨を十分に踏まえつつ、一定、そういう説明責任を求める声に応えていくことも必要だろうと思っています。その兼ね合いが大変難しいところです。今回の学力調査の本来の趣旨を尊重しつつ、学校ごとの結果を公表しない範囲で、適切に区民にテスト結果を示すことのできるレベルというのは、この辺のところかなということと、今回ご提案させていただいて、ご意見を伺っているというのが、学力調査に対する私の考え方です。

中川委員

そういう区民からの要望というのはあるんですか。

教育長

具体的に、千代田区の場合にそういう要望が私のところに個人的にあったということは、今のところはありません。

近藤委員長 いかがですか。特にこれ以上発言がないということは、今いただいたものでおおむね了解だということで捉えてよろしいですか。よろしいですか。

(了 承)

近藤委員長 では、先へ進んでまいります。

子育て対策担当課長 次に、子育て対策担当課長より報告を願います。

教育委員会資料、こちら条例名が長いんですが、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例等の施行期日を定める規則を公布するというものでございます。

先ほどの幼稚園使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則と同様、その下、括弧書きで、(1)から(5)の条例それぞれについて、子ども・子育て支援法の施行期日というのが、ここの5つの条例の施行期日となっております。

裏面を見ていただきますと、先ほどと同様、子ども・子育て支援法の施行期日は、平成27年4月1日とするという政令22号に基づきまして、こちらも同様、5つの条例をあわせて、平成27年4月1日に条例の施行期日とするという中身のものとございます。

説明は以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。

ご質問はよろしいですか。

(な し)

近藤委員長 ありがとうございます。

それでは、先へ進んでまいります。

次に、九段中等教育学校経営企画室長より報告を願います。

副参事(特命担当) 2月3日の日に、平成27年度千代田区立中等教育学校の適性検査が行われました。その受験状況につきまして、資料のとおりでございます。

全体で、最終的な受験人員が910人ということでございました。

また、出題につきまして、既にお知らせをしたとおりでございますけれども、一部誤りがありました。申しわけございませんでした。今後再発防止に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

近藤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。これもご質問がありましたら、お願いいたします。

(な し)

近藤委員長 では、特になければ、先へ進んでまいります。

#### ◎日程第4 その他

##### 子ども総務課

- (1) 平成27年度教育委員会事務局の組織について
- (2) 教育委員会行事予定表
- (3) 広報千代田(2月20日号)掲載事項

##### 指導課

(1) 平成26年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰 表彰者

近藤委員長

日程第4、その他に入ります。

子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課からのその他事項といたしまして、まず、平成27年度教育委員会事務局の組織についてということで、項目を入れさせていただきました。

こちらにつきましては、前回のこちらの定例会の際に、来年度の教育委員会事務局の組織ということで、事務局案をご提示させていただきました。その後、区長部局と改めて協議、あるいは議会等のご意見を伺いまして、さらに内容等、検討しているところですが、これについて、特に「共育」という形の共育、こちらについてさまざまご意見がございまして、特にこの点につきまして、改めて教育委員会の委員の皆様のご意見をお伺いした上で、さらに事務局案を詰めた形で、もう一度こちらのほうに提示させていただきたいと思ひまして、本日その他事項として上げさせていただきました。

教 育 長

前回の教育委員会の際に、今回の組織改正に当たっては、0歳から18歳までの子どもたち全体を扱う部としての仕事の内容をトータルにあらわす名前にしたということと、それを踏まえて、特に教育施策については、とりわけ今後力を入れていきたいということから、部名としては子ども共育部、共に育む部、それから、そのもとに教育担当部長を置くという、事務局の案をご説明させていただきました。その際にも、子ども共育部という、共に育むという言葉が、言葉的に違和感があるというご意見ですとか、あるいは共育施設課、共に育む施設課というような課の名称についても、特に共育施設課ではなくて、場合によっては施設課だけにしていけないかというご意見をいただきました。

私どもの提案した名称について、大きく反対というわけではないけれども、違和感があるというようなご意見でした。また区全体の組織の考え方を区議会に説明する中で、同じように共に育むという言葉について、本来組織名称はわかりやすくあるべきなのに、一般的に使われているような言葉ではないので、組織名称としてはわかりにくいのではないかというご意見があったという報告を、区長部局から受けているという状況です。

そうした中で、改めて、基本的には0歳から18歳全体を扱う部としての名称を採用しつつ、教育のところについては、特にはっきりと所管であることを明示する形の組織名にしたいという考え方のもとに、子ども共育部という名称にしたわけですが、これでいいのかどうか、場合によっては、もう少しふさわしい名称があるのではないかといったご意見を頂戴できればと思っています。

これは事務局なりの試案的なもの、議論の中で出ているものですが、子ども共育部ではなくて、もう単純に子ども部にしてしまうですとか、あるいは子ども育成部というような名称にするですとか、あるいは次世代育



成部、また、子育て支援部、あるいはもう共育というところを漢字で明示しないで、平仮名で、子どもきょういく部としてしまうというような幾つかの試案たいなものも議論してきたところです。

今日は、前回ご提案してご意見をいただきましたけども、さらに区長部局を通じて、議会からもいろいろご意見があるということを教育委員会も受け取りましたので、今日決めるということではないのですけれども、改めてこの組織の名称についてご意見をいただければと思います。それも踏まえて、このままでいくか、あるいはもう少し工夫して、よりふさわしいものにしていくかを考え直してみたいと思い、ご説明させていただいた次第です。

近藤委員長

ありがとうございます。

これは、前回いただいた資料とは、図そのものは変わっていないわけですね。

子ども総務課長

同じです。全く同じものです。

近藤委員長

同じものですね。

さて、いかがでしょうか。

前回、違和感があるとは言わせていただきましたけど、だから、何がいいかということで、代案を出せと言われると、すぐは出てこないですね。ただ、今、教育長が話し合いの中で、試案的なということで幾つかお話をされた、それ、何ていうんでしょう、次世代育成なんていうのも非常にわかりづらいものじゃないですかね。

子ども総務課長

次世代育成担当部長につきましては、今回は教育、それから次世代と言っておりましたが、いわゆる児童福祉の部門も含めまして、子ども共育部ということで表記していますが、その部長が全体を取り仕切って、その上で新たに、教育の部分については、特に教育の担当部長を置くというような形の組織になっております。

教 育 長

今までは、子ども・教育部という形で、実質的には0歳から18歳までを所管していたんですけども、名称的には部全体の名称中に、教え育てるという教育が入っていて、教育部門が明示されていた。ただし、0歳から18歳の取り組みの中でも、例えば、前回もご報告しましたが、保育園の待機児ゼロですとか、学童クラブの待機児ゼロですとか、あるいは発達支援対応ですとか、虐待対応ですとか、子ども支援に関する部分が多かったなので、その部分の特出しして、次世代育成担当部長を置いてきました。今回の組織改正の考え方として、この間子育て支援の実績も上がってきたということ、新たに来年度から始まる子ども・子育て新制度に基づく計画もほぼまとまってきたということ、これから10年を想定する千代田区の改定の基本計画もほぼまとまったということなど、子育てについては一定の方向性が見えたということで、今回の組織改正においては、部全体の名称を、0歳から18歳を統括するような名称にしたいということと、それに伴って、教育の部分は特出しして、国際化とか情報化とか、未来に向けた21世紀型の教育を進めるだとか、特段の力点を込めて施策をしていきたいという思いを込めて、教育担当部長

を特出ししたということです。

名称を考えるに当たって、事務局としては、部全体としてはできるだけ0歳から18歳を統括したような部がふさわしいのではないかとということと、結果的に、区民の方が、その名前を聞いてわかりやすくイメージしていただけるような名称が望ましいということから、前回の議論等も踏まえて、再度考え直しつつあるというところです。

近藤委員長

さあ、いかがでしょうか。ここで決定云々ということではないんだろうとは思いますが、今の次世代ということの意味、なかなか難しいなと言いましたけれども、子ども育成という、全く個人的な感覚で言うと、子ども育成というの、ニュアンスが違うかなというところがあって、試案的な形でおっしゃったものだけで言うと、私なんかは単純に、子ども部というのが一番いいのかなという気がしますね。さらに、そこに教え育むの教育がもう一本あるわけですから、そうすれば、子ども部という大きい包括的な捉え方のもののほうがいいのかなという、全く個人的な感覚です。

さて、いかがでしょうか。

どうぞ。

古川委員

共に育む部、子ども共育部を持ってきているところは実態にかなっていると思います。組織図としてはよいと思うんですけども、あと、千代田は共に育むという言葉をいろんなところでうたっているんで、それを部の名前にするのはいいと思います。ただ、実際アピールしていても、区民の方がどのくらい身近に感じていらっしゃるかなと思うと、どうかと、少し不安になります。

あと全体を子ども共育部としているなら、この間も出ておりましたけど、施設課のところにもまた共育とつけなくてもよろしいんじゃないかなと思いました。

理念としてというか、子ども共育部っていいと思うんですが、わかりやすさ、親しみやすさからいくと、ちょっと不安がよぎるといった感じです。

中川委員

千代田区が0歳から18歳までをずっと見ていくという意味で、その中にみんなを育てていくということも入っていて、理念として、みんなで作らしようということがしっかり入っていれば、私はこの中に共育ということを入れなくてもいいんじゃないかなと思うんですね。そう思うと、本当に単純に、子ども部のほうがいいんじゃないかなと思います。

この共に育てるということを入れてしまうと、何か頭の中がごちゃごちゃしてくるのではないかなと思います。保護者の人も。

近藤委員長

教育というもう一本の柱立てがあるのであれば、そこは大きいほうが、何かかえっていいような気がしますね。

中川委員

逆に、子ども共育部にしちゃうと、逆の意味で範囲が狭くなることが出てきちゃうんじゃないかなという心配があります。

教育長

区全体の組織は、今回、定例会に条例案を提案して決められるんですけども、教育委員会の部分については、今回の条例案には載ってなくて、あ

くまでも、最終的には教育委員会の規則で決定する、この教育委員会の議決で決めるということになります。まだ、区全体の組織も議会で議決されたわけではありませんので、今日は区議会の状況等をお示しして、改めてご意見を伺うという場にさせていただき、ご意見を踏まえて、改めて事務局で考えさせていただきたいと思えます。

近藤委員長

質問ですけれども、今幾つか意見を申し上げましたけれども、その前に、教育長がお話しになった、こういう状況だからもう一回意見を聞きたいといったのを、もう一回聞かせていただけますか。私の捉え違いであれば。

教 育 長

前回の教育委員会でも、まだ決定というわけではなくて、事務局から組織案のご説明をさせていただきました。教育委員の皆さんからいろいろご意見を承って、特に事務局の提案を撤回するとか、元に戻すということではないけれども、やはり言葉として違和感があるというご意見を頂戴しました。

また、共育施設課というような名称にしても、わざわざ施設課の前に共に育むという言葉を入れなくても十分通用するんじゃないかというご意見もいただきました。

そうしたご意見を頂戴した上で、さらに区長部局でも組織改正の考え方の説明を区議会等にする中で、やはり教育という言葉にこめた思いはわかるけれども、わかりやすさという面で、共に育むという言葉は一般的に使われているものではないので、わかりやすさを求める組織名称としてどうなのかというご意見が、企画総務委員会の中でも出されているという話がこちらにございました。前回の教育委員会でご指摘いただいたことと常任委員会等でご意見をいただいていることが、かなり同じ思いとして重なる部分がございますので、そのところは、拙速に固めないで、やはりもう一回、改めてご意見を伺った上で、決定していったほうがよろしいと思ひまして、今日改めて、状況をご説明してご意見をいただきたいと思ったところです。

近藤委員長

わかりました。

中 川 委 員

逆に、こちらを子ども部にして、0から18歳までとなってくれば、支援の必要な子どもは、今、中学校までは支援学級がありますけども、その先の18歳までとは、千代田区の中では弱い部分だと思うんですね。だから、そこまでもちゃんと視野に入れられて、そういう意味では、子ども部にしたほうが、18歳まで、そういう子たちもきちんと見られていいんじゃないかと今思いました。児童・家庭支援センターの役割が大きくなるのかもしれませんが。

あともう一つ、子ども健康担当ですが、抜けていていいのかというのが、どうしても気になります。

近藤委員長

いかがでしょうか。特にここで最終的に結論なんていうことではないですよ。この程度のものでいいのか、先へ進んでいいかどうか。よろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

では、先へ進ませていただきます。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課長より。

それでは、子ども総務課からの報告事項、2番目と3番目についてです。教育委員会行事予定、それから、広報千代田2月20日号の掲載事項でございます。

こちらにつきましては、本日資料としてお出ししている内容どおりでございます。説明については省略させていただきます。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

特にご質問はよろしいですか。

(なし)

近藤委員長

では、続きまして、指導課から1件追加がございます。

指導課長

1件追加をさせていただきます。

机上にあります資料のとおり、平成26年度東京都教育委員会児童・生徒等の表彰につきましてご報告を申し上げます。

こちらの記載にありますように、今年度の東京都教育委員会の児童・生徒表彰につきましては、3名のお子さんが表彰される予定になっております。

まず、お一人目ですけれども、番町小学校の6年生、林瑛理さんでございます。この方は、3年間一日も休むことなく、番町ジュニアバンドの朝練習や長期休業中の練習に取り組み、リーダーシップを発揮して数々の地域行事等の演奏活動に参加、「継続は力なり」を体現する全校児童の模範となったということで、東京都の表彰基準、地道な活動を継続的にを行い、他の児童・生徒等の模範となる者ということで、表彰が決定されました。

2人目です。同じく番町小学校の3年生、大窪里奈さんでございます。大窪さんは、交通少年団、消防少年団及びガールスカウトに所属し、交通事故防止や防火防災の啓発活動、地域の清掃活動を通じた地域貢献を行ったということで、都の表彰の基準であります環境美化活動や福祉活動、伝統文化の継承活動、奉仕活動、子ども会等地域における活動を継続的に実践した者ということで、特に原則として2年間、年間6回以上という基準がございまして、そちらを見事クリアしまして、表彰対象者となったものでございます。

3人目は、九段小学校の6年生、河井勇人さんです。河井さんは、全日本学生音楽コンクール全国大会において、バイオリン部門小学校の部第一位、横浜市民賞受賞ということで、東京都の表彰基準でありますスポーツ文化等において著しい成果を上げた者、さらに、都大会等の予選会を経た全国規模の大会で見事第一位を獲得したということで表彰されましたので、3人が表彰されるということでご報告を申し上げます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等ございますか。特によろしいですか。

(なし)

近藤委員長

ほかの課長さん方から何かございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

では、教育委員のほうからいかがでしょうか。特に何かございますか。

(なし)

近藤委員長

この後、最後に回しました秘密会ということになるんですが、会議の時間が長引いていますので、途中で休憩時間を入れたいと思います。

それでは、休憩いたします。